

動物愛護管理法見直しにおける主要課題（案）

1. 「動物取扱業の適正化」

- ・ 深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）
- ・ 販売時間（展示時間や休息时间等の具体的数値規制の検討）
- ・ 移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）
- ・ インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）
- ・ 犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）
- ・ 繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）
- ・ 飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）
- ・ 業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者、両生類・魚類販売業者、実験動物繁殖業者、老犬ホーム、動物愛護団体等の追加検討）
- ・ 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）
- ・ 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）
- ・ 関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）
- ・ 登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）
- ・ 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）
- ・ 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）

2. 「虐待の防止」

- ・ 虐待の定義（法 44 条への具体的例（外傷が生じる暴行等）追記の必要性の検討）
- ・ 司法警察権（自治体職員の立入・捜査権限、動物の一時保護規制の検討）
- ・ 関係機関との連携（動物愛護部局、警察、動物愛護推進員等の連携の検討）
- ・ 闘犬等（闘犬、闘鶏、闘牛等、動物同士を闘わせることの禁止規制の検討）

3. 「多頭飼育の適正化」

- ・ 届出制等の検討（犬 10 頭以上は届出等の制度の検討、化製場法との整理）
- ・ 適正飼養（適正飼養していない場合の立入調査、勧告・命令規定等の検討）

4. 「自治体等の収容施設」

- ・ 収容施設等の基準（自治体の収容施設、飼養方法、公開基準等の基準化の検討）
- ・ 犬猫の殺処分方法の検討（苦痛のない安楽殺処分等の基準化の検討）
- ・ 犬猫の引取りルール（同じ飼養者・事業者等からの引取りの規制の検討）

5. 「特定動物」

- ・ 施行令の見直し（学名記載の検討、選定基準・動物種の見直し等の検討）

- ・ 危険犬種の検討（ピットブル等の犬種の特定動物指定の検討）
- ・ 交雑種の検討（特定動物同士等の交雑種の特定動物指定の検討）
- ・ 特定動物移動時の手続き（簡素化の検討）

6. 「実験動物の福祉」

- ・ 届出制等の検討（届出制又は登録制等の規制導入の検討）
- ・ 3Rの推進（代替法、使用数の削減、苦痛の軽減の実効性確保の検討）

7. 「産業動物の福祉」

- ・ 5つの自由（法の基本原則への明記、産業動物飼養等基準の改正等の検討）

8. 「罰則の引き上げ」

- ・ 現行規制の強化（個人懲役3年・罰金300百万円、法人罰金1億円等の検討）

9. 「その他」

- ・ 犬猫のマイクロチップの義務化
- ・ 犬猫の不妊去勢の義務化
- ・ 飼い主のいない猫の繁殖制限
- ・ 学校飼育動物の適正飼養の規定